

大阪大学産業科学研究所における毒物及び劇物の管理に関する取扱要領

(目的)

第1 この要領は、大阪大学における毒物及び劇物の管理に関する規程第3条の規定に基づき、大阪大学産業科学研究所（以下「研究所」という。）における毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の管理体制を明確にすることによって災害を未然に防止し、研究所における職員、学生等の安全を確保するとともに、環境の保全を図ることを目的とする。

(管理責任者)

第2 研究所に毒劇物を保管・使用する各研究分野及び附属研究施設等に毒劇物の管理を総括する者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 前項に規定する管理責任者は、別表第1のとおりとする。

(管理責任者の任務)

第3 管理責任者は、当該研究室等における毒劇物を適正に管理するとともに、事故防止のための必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、毒劇物の性質及び毒性並びに実験・研究の態様等に応じ、使用簿等（様式1参照：既で使用されている様式又は、コンピューターにより把握できる場合は、この限りでない。）により保管量及び使用量を把握しておくとともに、随時、保管している毒劇物の数量を使用簿等と照合して確認するものとする。

3 管理責任者は、毒劇物を使用する者（以下「毒劇物使用者」という。）に対し、毒劇物の適正な取扱い方法についての指導に努めなければならない。

(毒劇物使用者)

第4 毒劇物使用者は、関係法令及び本要領を遵守するとともに、管理責任者が職務上必要と認めて行う指示に従い安全に十分注意しなければならない。

(毒劇物の保管等)

第5 毒劇物の専用の保管庫は、地震、盗難等による事故から防止するため、壁又は床に固定した施錠可能な堅固な金属製のものとし、飛散、漏れ、流失、若しくは、しみ出、又は床等へのしみ込みの恐れがないものとする。

2 保管庫には、毒劇物の盗難等を防止するための施錠を行い、鍵の管理は、管理責任者又はその代理者が行うものとする。

3 毒劇物の専用の保管庫及び容器並びに被包には、明確に識別できるよう「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については、赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

(事故の際の措置)

第6 毒劇物使用者は、その取扱いに係る毒劇物が飛散、漏れ、流失、若しくは、しみ出、又は床等へのしみ込み保健衛生上の危害が生ずる恐れがあるときは、速やかに緊急連絡網（別表第2）に基づき連絡・通報するものとする。管理責任者はその危害を防止するための必要な応急の措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、保管・管理する毒劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、速やかに緊急連絡網（別表第2）に基づき連絡・通報しなければならない。

（廃棄処理）

第7 管理責任者は、長期間保管されている毒劇物のうち、使用の見込みがないものについては、大阪大学における廃棄物等の管理及び処理に関する規程第7条の規定に従い、速やかに廃棄処分等の処理を講じなければならない。

（その他）

第8 この要領の定めるもののほか、毒劇物の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成11年6月17日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成14年5月16日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年6月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月22日から施行し、平成21年5月20日から適用する。

附 則

この改正は、平成23年3月2日から施行し、平成22年11月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1

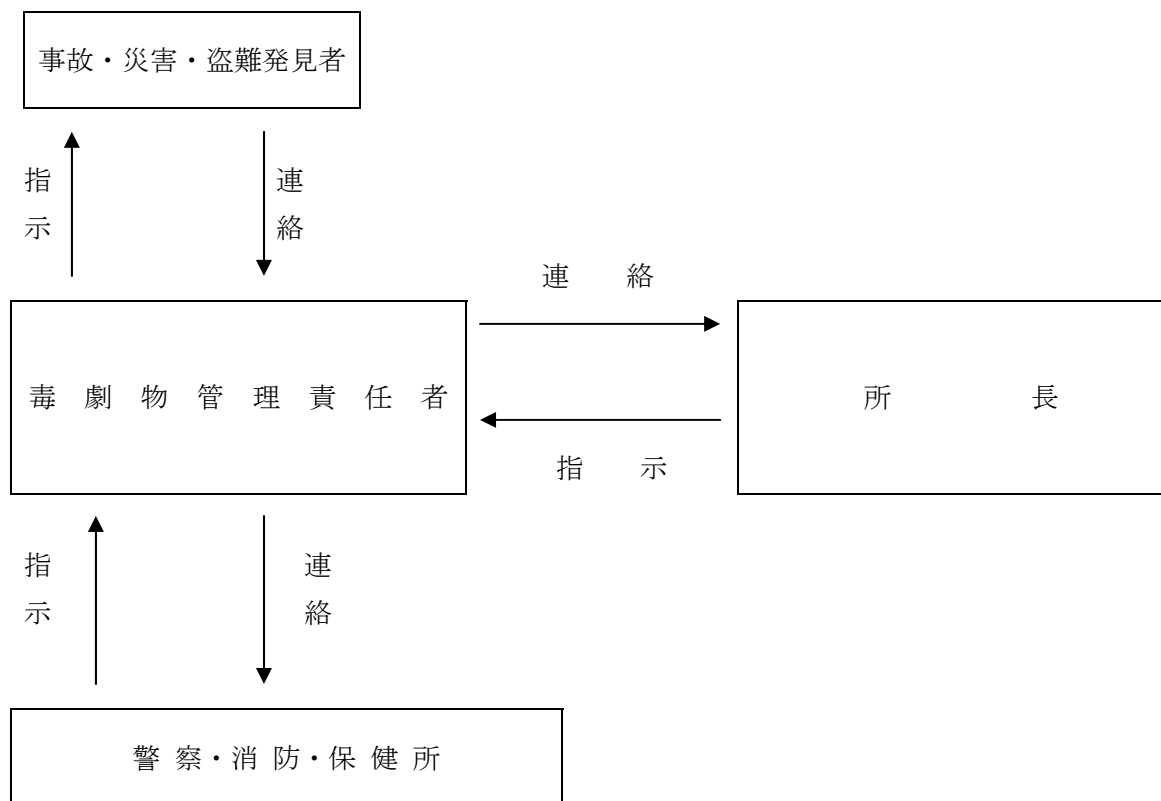
管 理 責 任 者

研 究 分 野 等	管理責任者
量子システム創成研究分野	教 授
半導体量子科学研究分野	教 授
先進電子デバイス研究分野	教 授
量子機能材料研究分野	教 授
半導体材料・プロセス研究分野	教 授
先端ハード材料研究分野	教 授
先端実装材料研究分野	教 授
励起物性科学研究分野	教 授
量子ビーム発生科学研究分野	教 授
量子ビーム物質科学研究分野	教 授
励起分子化学研究分野	教 授
機能物質化学研究分野	教 授
精密制御化学研究分野	教 授
医薬品化学研究分野	教 授
生体触媒科学研究分野	教 授
生体情報制御学研究分野	教 授
生体分子機能科学研究分野	教 授
第1プロジェクト研究分野	教 授
第2プロジェクト研究分野	准 教 授
第3プロジェクト研究分野	特 任 教 授
附属産業科学ナノテクノロジーセンター(各研究分野を除く。)	センター長
ナノ機能材料デバイス研究分野	教 授
ナノ極限ファブリケーション研究分野	教 授
ナノ構造・機能評価研究分野	教 授
ナノ機能予測研究分野	教 授
ソフトナノマテリアル研究分野	教 授
バイオナノテクノロジー研究分野	教 授
附属総合解析センター	センター長
附属量子ビーム科学研究施設	研究施設長
試 作 工 場	工 場 長

(摘要) 教授欠員の場合は、准教授又は助教をもって充てる。

別表第2

緊急連絡網



○ 茨木市管内

警察 (内線 110)

消防 (内線 118)

茨木警察署 (072) - 622-1234

茨木消防署 (072) - 622-6955~6957

○ 吹田市管内

警察 (内線 110)

消防 (内線 119)

吹田警察署 (06) - 6385-1234

吹田市北消防署 (06) - 6872-0766

○ 茨木市保険所 生活衛生室 (薬事課)

(072) - 620-6706・6707

